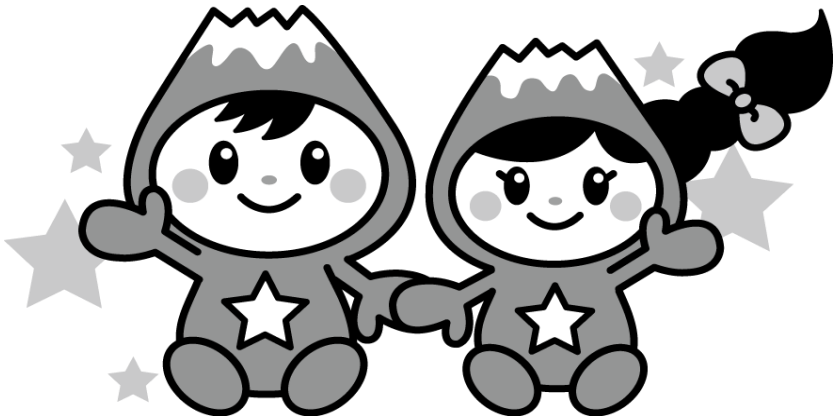
資　料　編



富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」

資料編

１．子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」と

いう。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第１条　富士見市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）推進計画の策定に関すること。

（２）子ども読書活動推進に係る調査研究に関すること。

(組織)

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第５条　委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、推進計画の策定をもってその効力を失う。

別表(第３条関係)

委員長	教育委員会　生涯学習課長
副委員長	教育委員会　学校教育課長
委員	総合政策部　政策企画課長
	自治振興部　鶴瀬西交流センター所長
	子ども未来部　子育て支援課長
	子ども未来部　保育課長
	子ども未来部　みずほ学園長
	健康福祉部　健康増進センター所長
	教育委員会　教育政策課長
	教育委員会　鶴瀬公民館長

オブザーバー	中央図書館長 ＊中央図書館・ふじみ野分館　指定管理による運営 鶴瀬西分館　PFI（民間の資金・技術を活用して公共施設を整備）による運営

3. 富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会開催経過

回数	開催日	内容
第1回	平成２９年7月１２日（水）	（1）第3次子ども読書活動推進計画について （2）今後のスケジュールについて
第2回	平成２９年8月２２日（火）	（1）第3次子ども読書活動推進計画について ・第1章　第3次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方 ・第2章　第2次計画期間における現状・課題 （2）今後のスケジュールについて
第3回	平成２９年１０月5日（木）	（1）第3次子ども読書活動推進計画について ・第3章　年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進 （2）今後のスケジュールについて
第4回	平成２９年１１月　1日（水）	（1）第3次子ども読書活動推進計画について ・第4章　子どもの読書環境の整備・読書推進のための情報提供 ・第5章　地域・学校・図書館の相互協力と連携体制の確立 ・数値目標 （2）今後のスケジュールについて

4. 図書館協議会実施経過

平成29年6月17日	・第3次富士見市子ども読書活動推進計画の背景について
平成29年9月9日	・第3次富士見市子ども読書活動推進計画（1～2章・構成案）について （出席者定員不足により、懇談会として開催）
平成29年11月11日	・第3次富士見市子ども読書活動推進計画（全5章案）について
平成30年3月10日	・第3次富士見市子ども読書活動推進計画（案）パブリックコメント結果報告

第３次富士見市子ども読書活動推進計画

～育てよう　読書が好きな子・読書をする子～

２０１８年４月　富士見市　富士見市教育委員会

事務局　埼玉県富士見市教育委員会　生涯学習課

〒354-0021　富士見市大字鶴馬１８７３－１

TEL　049-251-2711